

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業

プロポーザル実施要領

令和6年2月

伊丹市

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業プロポーザル実施要領

第1章 総則

1. 本実施要領の位置づけ

本実施要領は、伊丹市（以下「本市」という。）が実施する事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業（以下「本事業」という。）への参加を希望する者（以下「応募者」という。）に対し、本事業を実施する上で本市と「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業に関する連携協定」（以下「連携協定」という。）を締結し事業を実施する者（以下「支援事業者」という。）を決定する方法等を示したものである。

本事業では、応募者が本実施要領に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式により選定した候補者から支援事業者を決定する。

2. 事業名

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業

3. 事業期間

連携協定締結の日から令和7年4月30日まで

4. 事業目的

本事業は、市内事業者が所有する施設（以下「市内施設」という。）等において再生可能エネルギー等を活用することによる脱炭素化を推進することを目的とする。

5. 業務内容

「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

第2章 参加資格

1. 応募者の制限

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者
- (2) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立がなされている者
- (5) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立がなされている者
- (6) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立がなされている者
- (7) 破産法第18条又は第19条による破産の申立がなされている者
- (8) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当している者

2. 実績要件

応募者は、次の実績要件を全て満たす者とする。

- (1) 公共施設または民間施設を対象とした再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の調達に関して、小売電気事業者の選定及び契約仲介の実績がある者
- (2) 公共施設または民間施設を対象とした太陽光発電設備（太陽光モジュールの公称最大出力合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW以上）の調達に関して、PPA、リース及び自己所有方式のいずれかの方式について、設置事業者の選定及び契約仲介の実績がある者

第3章 応募者の募集及び選定等に関する事項

1. 候補者の選定方法

支援事業者の候補者の決定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2. 支援事業者の決定までの手順

本市は以下のスケジュール（案）により、支援事業者を決定する。

内 容	日 程
① 公募資料の公表	令和6年2月2日（金）
② 公募資料に関する質問受付期限	令和6年2月7日（水）
③ 公募資料に関する質問回答の公表	令和6年2月14日（水）
④ プロポーザル参加資格審査申請書等の受付期限	令和6年2月19日（月）
⑤ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和6年2月27日（火）
⑥ 企画提案書の受付期限	令和6年3月19日（火）
⑦ 企画提案審査の開催	令和6年3月25日（月）
⑧ 選定結果の公表	令和6年3月26日（火）
⑨ 支援事業者の決定	令和6年4月1日（月）
⑩ 連携協定の締結（予定）	令和6年4月1日（月）

3. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和6年2月7日（水）17:00までとする。

(2) 提出方法

「公募資料に関する質問書（様式1）」に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（第4章参照）

② タイトル

「(提出者名) - 公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(4) 回答の公表

質問書に対する回答は、令和 6 年 2 月 14 日（水）に本市のホームページの掲載により公表する。

4. プロポーザル参加資格審査申請書等の受付及び結果通知

応募者は、以下に従ってプロポーザル参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和 6 年 2 月 19 日（月）17：00 までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（第 4 章参照）

② タイトル

「(提出者名) - プロポーザル参加資格審査申請書等」

(3) 提出書類

① プロポーザル参加資格審査申請書（様式 2）

② 「第 2 章 2. 実績要件」を確認できる資料の写し（契約書、協定書、仕様書等）

③ 会社概要（様式 3）

④ 登記事項証明書又は登記簿謄本

(4) 到達の確認方法

参加申請書等を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和 6 年 2 月 27 日（火）に応募者に E-mail にて通知する。

その際、企画提案書の作成に必要となる応募者記号を交付する。

(6) 審査結果理由の説明請求

① 審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対し説明を求めることが出来る。

② 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した翌日から起算して 7 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（任意書式）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、提出は当該書面ファイルを E-mail に添付し送付することとする。

5. 企画提案書等の受付

参加資格審査を通過した応募者は、以下に従って企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

参加資格審査結果の通知を受けた日から令和6年3月19日(火)17:00までとする。

(2) 提出方法

企画提案書等の各原本1部及び当該資料データを保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部を担当部署へ郵送または持参により提出すること。

なお、見積書については見積額の算定方法(設定単価等)を記載した資料(応募者任意様式)と共に次のとおり封筒に入れ、表面に事業名及び応募者名を記入し封印した上で提出すること。

封筒 表

伊丹市長 様
事業名 事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

封筒 裏



・印については、代表企業の印を用いること。

(3) 提出書類

- ① 実績報告書（様式4）
- ② 工程表（様式5）
- ③ 実施体制表（様式6）
- ④ 企画提案書（様式7～様式14）
- ⑤ 見積書（様式15）

(4) 企画提案書等の変更等の禁止

企画提案書等の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(5) 公募資料等の承諾

応募者は、企画提案書等の提出をもって、公募資料等及び追加資料（公募資料に関する質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(6) 著作権

企画提案書の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市と応募者による協議の上、必要な範囲において本市が公表等を行うことが出来るものとする。

6. プレゼンテーション及びヒアリング

応募者は、提出した企画提案書等について、審査機関に対しプレゼンテーションを行うものとする。また、プレゼンテーション後、審査機関は企画提案書等の内容についてヒアリングを実施する。なお、詳細については企画提案書を提出した応募者に対して、後日通知する。

7. 審査方法

(1) 審査機関

応募者から提出された企画提案書等について、本市が設置する伊丹市事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において評価・審査し候補者を選定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下に示すとおりである。

審査項目		審査の視点	配点	様式 番号		
非価格 要素	事業 主体	事業実績	本事業を実施する上で、類似する十分な実績を有しているか。	10	様式 4	
	事業 計画	事業工程	本事業内容及び企画提案書内容に則した、実行性のある現実的な工程となっているか。	5	様式 5	
		実施体制	本事業を実施する上で、十分な実施体制が構築されているか。	5	様式 6	
	企画 提案	周知・ 募集	方法	市内事業者に対して効果的、効率的な周知を図る提案となっているか。	10	様式 7
			サポート	本事業への募集を検討する市内事業者に対し、適切なサポートができる内容となっているか。	10	様式 8
		競争性 の確保	再エネ電力の共同調達支援事業	電力メニュー毎に多くの小売電気事業者の参加を促すような提案となっているか。	5	様式 9
			太陽光発電設備の共同調達支援事業	設置方式毎（PPA、リース、自己所有）に多くの設置事業者の参加を促すような提案となっているか。	5	様式 10
		経済性 の確保	再エネ電力の共同調達支援事業	共同調達による価格の低廉化が図られる提案となっているか。また、安価な電力メニューを市内事業者が簡易に選択できる提案となっているか。	10	様式 11
			太陽光発電設備の共同調達支援事業	共同調達による価格の低廉化が図られる提案となっているか。また、最適な設置方式を市内事業者が簡易に選択できる提案となっているか。	10	様式 12
		リスク の回避	再エネ電力の共同調達支援事業	共同入札結果が市内事業者の期待に添わない場合の対応や入札不調時の適切な措置が講じられた提案となっているか。	5	様式 13
			太陽光発電設備の共同調達支援事業	共同企画競争入札結果が市内事業者の期待に添わない場合の対応や施工不良を回避するための適切な措置が講じられた提案となっているか。	5	様式 14
	価格 要素	電力非化石証書の手数料	電力非化石証書の供給価格が安価な提案となっているか。	20	様式 15	
	合 計			100		

(3) 得点化方法

① 非価格要素

非価格要素における各審査項目の評価点は、以下に示す採点基準により審査会の委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数点第3位を四捨五入した値とする。

評価	採点基準	得点化方法
A	優れている	(配点 × 1)
B	AとCの間	(配点 × 0.75)
C	要求水準を満たす程度	(配点 × 0.5)
D	CとEの間	(配点 × 0.25)
E	劣っている	(配点 × 0)

② 価格要素

価格要素における評価点は、パターン①～③における見積価格を以下に示す方法で得点化する。なお、評価点は小数点第3位を四捨五入した値とする。

審査項目	導入量	配点	得点化方法
パターン①	198,000 kWh	5	評価点 = 配点 × (基準価格 / 見積価格) ※見積価格が基準価格を下回る場合は満点とする。
パターン②	2,760,000 kWh	5	
パターン③	12,000,000 kWh	10	

※見積価格には FIT 非化石証書の調達原価（日本卸電力取引市場を活用するにあたり規定されている手数料（0.01 円/kWh）を含む。）は含まない。

※見積価格には消費税額（10%）を含む。

※基準価格は非公表とする。

(4) 候補者の決定

(3) で求めた各審査項目の評価点合計が最も高い応募者を支援事業者の候補者とする。

ただし、審査の結果、非価格要素の評価点合計が 40 点または価格要素の評価点合計が 10 点に満たなかった応募者については要求水準未達とし、候補者の選定から除外する。

合計値が最も高い提案が複数ある場合は、審査項目の「非価格要素」の合計値が最も

高い応募者を候補者とし、審査項目の「非価格要素」の合計値も同点の場合は、審査項目の「企画提案」の合計値が最も高い応募者を候補者とする。なお、「企画提案」の合計値も同点の場合は、事務局職員が応募者の代わりにくじを引き候補者を決定する。

また、候補者決定から協定の締結までに「第2章 1. 応募者の制限」に示す要件を欠いた場合、候補者の決定を取り消すこととする。

(5) 審査結果の公表

審査の結果は、令和6年3月26日（火）に本市のホームページの掲載により公表する。

8. 連携協定の締結

(1) 手続き

候補者の決定後、本市との間で速やかに企画提案書や協定内容等について協議を行い、協議が整い次第、連携協定の締結手続きを行う。

なお、本市と候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。

(2) 締結期間

連携協定の期間は、連携協定締結の日から令和7年4月30日までとする。ただし、協定期間内において募集を行った事業については締結期間満了日以降であっても、仕様書に定める業務内容が完了するまで責任を持って対応すること。

(3) 締結期間の更新

事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から連携協定終了の申し出がない場合、本協定を協定締結の翌年度の4月30日まで更新することとし、以降も同様とする。

9. 失格事項

応募者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限、提出方法等が、本実施要領に適合しないとき
- (2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき
- (3) 審査会の設置から審査結果の公表までの期間に、当該審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行ったとき
- (4) 候補者の決定までの間に「第2章 1. 応募者の制限」に示す要件を欠いたとき
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに欠席したとき

10. 応募の辞退

プロポーザル参加資格審査申請書を提出した応募者は、企画提案書等の提出期限までは、随時、応募を辞退することができる。

応募の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月19日（金）17：00までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（第4章参照）

② タイトル

「(提出者名) - 辞退届」

(3) 提出書類

① 辞退届（様式16）

第4章 その他

1. 応募に関する留意事項

本プロポーザルの応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

2. プロポーザルの中止等

本事業のプロポーザル手続きに関して、本市が必要と認めたときは、プロポーザルの執行を取り止めることができる。

3. 担当部署

本事業のプロポーザルに係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

伊丹市 総合政策部 グリーン戦略室（市役所3階）

郵便番号 664-8503

住 所 兵庫県伊丹市千僧1-1

電 話 072-784-8054

E-mail green-st@city.itami.lg.jp